

実施方針（案）

新旧対照表

新	旧																																																																																								
第2 事業者の募集及び選定に関する事項 2 事業者の募集及び選定の手順 (1) 事業者の募集及び選定スケジュール 事業者の募集及び選定スケジュールについては、次のとおり予定している。 <table> <tr> <th>実施内容</th><th>年月</th></tr> <tr> <td>実施方針等の公表</td><td>令和8年7月</td></tr> <tr> <td>実施方針等に関する説明会及び現場見学会</td><td>令和8年7月</td></tr> <tr> <td>第1回資料閲覧</td><td>令和8年7月</td></tr> <tr> <td>第1回質問・意見の受付（実施方針等）</td><td>令和8年7月</td></tr> <tr> <td>第1回質問に対する回答の公表</td><td>令和8年8月</td></tr> <tr> <td>募集要項等の公示</td><td>令和8年12月</td></tr> <tr> <td>募集要項等に関する説明会及び現場見学会</td><td>令和9年1月</td></tr> <tr> <td>第2回資料閲覧</td><td>令和9年1月</td></tr> <tr> <td>第2回質問・意見の受付（募集要項等）</td><td>令和8年12～翌1月</td></tr> <tr> <td>第2回質問に対する回答の公表</td><td>令和9年2月</td></tr> <tr> <td>参加表明書等の受付</td><td>令和9年3月</td></tr> <tr> <td>参加資格確認結果の通知</td><td>令和9年3月</td></tr> <tr> <td>技術対話</td><td>令和9年3月</td></tr> <tr> <td>提案書の受付</td><td>令和9年4～5月</td></tr> <tr> <td>優先交渉権者選定</td><td>令和9年7月</td></tr> <tr> <td>基本協定締結</td><td>令和9年7月</td></tr> <tr> <td>事業契約内容に関する協議</td><td>令和9年8月</td></tr> <tr> <td>見積合わせの実施</td><td>令和9年9月</td></tr> <tr> <td>基本契約締結</td><td>令和9年10月</td></tr> <tr> <td>建設工事請負契約締結</td><td>令和9年10月</td></tr> <tr> <td>維持管理・運営委託契約締結</td><td>令和9年10月</td></tr> </table>	実施内容	年月	実施方針等の公表	令和8年7月	実施方針等に関する説明会及び現場見学会	令和8年7月	第1回資料閲覧	令和8年7月	第1回質問・意見の受付（実施方針等）	令和8年7月	第1回質問に対する回答の公表	令和8年8月	募集要項等の公示	令和8年12月	募集要項等に関する説明会及び現場見学会	令和9年1月	第2回資料閲覧	令和9年1月	第2回質問・意見の受付（募集要項等）	令和8年12～翌1月	第2回質問に対する回答の公表	令和9年2月	参加表明書等の受付	令和9年3月	参加資格確認結果の通知	令和9年3月	技術対話	令和9年3月	提案書の受付	令和9年4～5月	優先交渉権者選定	令和9年7月	基本協定締結	令和9年7月	事業契約内容に関する協議	令和9年8月	見積合わせの実施	令和9年9月	基本契約締結	令和9年10月	建設工事請負契約締結	令和9年10月	維持管理・運営委託契約締結	令和9年10月	第2 事業者の募集及び選定に関する事項 2 事業者の募集及び選定の手順 (1) 事業者の募集及び選定スケジュール 事業者の募集及び選定スケジュールについては、次のとおり予定している。 <table> <tr> <th>実施内容</th><th>年月</th></tr> <tr> <td>実施方針等の公表</td><td>令和8年7月</td></tr> <tr> <td>実施方針等に関する説明会及び現場見学会</td><td>令和8年7月</td></tr> <tr> <td>第1回資料閲覧</td><td>令和8年7月</td></tr> <tr> <td>第1回質問・意見の受付（実施方針等）</td><td>令和8年7月</td></tr> <tr> <td>第1回質問に対する回答の公表</td><td>令和8年8月</td></tr> <tr> <td>募集要項等の公示</td><td>令和8年11月</td></tr> <tr> <td>募集要項等に関する説明会及び現場見学会</td><td>令和8年12月</td></tr> <tr> <td>第2回資料閲覧</td><td>令和8年12月</td></tr> <tr> <td>第2回質問・意見の受付（募集要項等）</td><td>令和8年11～12月</td></tr> <tr> <td>第2回質問に対する回答の公表</td><td>令和9年1月</td></tr> <tr> <td>参加表明書等の受付</td><td>令和9年1月</td></tr> <tr> <td>参加資格確認結果の通知</td><td>令和9年2月</td></tr> <tr> <td>技術対話</td><td>令和9年2月</td></tr> <tr> <td>提案書の受付</td><td>令和9年4～5月</td></tr> <tr> <td>優先交渉権者選定</td><td>令和9年7月</td></tr> <tr> <td>基本協定締結</td><td>令和9年7月</td></tr> <tr> <td>事業契約内容に関する協議</td><td>令和9年8月</td></tr> <tr> <td>見積合わせの実施</td><td>令和9年9月</td></tr> <tr> <td>基本契約締結</td><td>令和9年10月</td></tr> <tr> <td>建設工事請負契約締結</td><td>令和9年10月</td></tr> <tr> <td>維持管理・運営委託契約締結</td><td>令和9年10月</td></tr> </table>	実施内容	年月	実施方針等の公表	令和8年7月	実施方針等に関する説明会及び現場見学会	令和8年7月	第1回資料閲覧	令和8年7月	第1回質問・意見の受付（実施方針等）	令和8年7月	第1回質問に対する回答の公表	令和8年8月	募集要項等の公示	令和8年11月	募集要項等に関する説明会及び現場見学会	令和8年12月	第2回資料閲覧	令和8年12月	第2回質問・意見の受付（募集要項等）	令和8年11～12月	第2回質問に対する回答の公表	令和9年1月	参加表明書等の受付	令和9年1月	参加資格確認結果の通知	令和9年2月	技術対話	令和9年2月	提案書の受付	令和9年4～5月	優先交渉権者選定	令和9年7月	基本協定締結	令和9年7月	事業契約内容に関する協議	令和9年8月	見積合わせの実施	令和9年9月	基本契約締結	令和9年10月	建設工事請負契約締結	令和9年10月	維持管理・運営委託契約締結	令和9年10月
実施内容	年月																																																																																								
実施方針等の公表	令和8年7月																																																																																								
実施方針等に関する説明会及び現場見学会	令和8年7月																																																																																								
第1回資料閲覧	令和8年7月																																																																																								
第1回質問・意見の受付（実施方針等）	令和8年7月																																																																																								
第1回質問に対する回答の公表	令和8年8月																																																																																								
募集要項等の公示	令和8年12月																																																																																								
募集要項等に関する説明会及び現場見学会	令和9年1月																																																																																								
第2回資料閲覧	令和9年1月																																																																																								
第2回質問・意見の受付（募集要項等）	令和8年12～翌1月																																																																																								
第2回質問に対する回答の公表	令和9年2月																																																																																								
参加表明書等の受付	令和9年3月																																																																																								
参加資格確認結果の通知	令和9年3月																																																																																								
技術対話	令和9年3月																																																																																								
提案書の受付	令和9年4～5月																																																																																								
優先交渉権者選定	令和9年7月																																																																																								
基本協定締結	令和9年7月																																																																																								
事業契約内容に関する協議	令和9年8月																																																																																								
見積合わせの実施	令和9年9月																																																																																								
基本契約締結	令和9年10月																																																																																								
建設工事請負契約締結	令和9年10月																																																																																								
維持管理・運営委託契約締結	令和9年10月																																																																																								
実施内容	年月																																																																																								
実施方針等の公表	令和8年7月																																																																																								
実施方針等に関する説明会及び現場見学会	令和8年7月																																																																																								
第1回資料閲覧	令和8年7月																																																																																								
第1回質問・意見の受付（実施方針等）	令和8年7月																																																																																								
第1回質問に対する回答の公表	令和8年8月																																																																																								
募集要項等の公示	令和8年11月																																																																																								
募集要項等に関する説明会及び現場見学会	令和8年12月																																																																																								
第2回資料閲覧	令和8年12月																																																																																								
第2回質問・意見の受付（募集要項等）	令和8年11～12月																																																																																								
第2回質問に対する回答の公表	令和9年1月																																																																																								
参加表明書等の受付	令和9年1月																																																																																								
参加資格確認結果の通知	令和9年2月																																																																																								
技術対話	令和9年2月																																																																																								
提案書の受付	令和9年4～5月																																																																																								
優先交渉権者選定	令和9年7月																																																																																								
基本協定締結	令和9年7月																																																																																								
事業契約内容に関する協議	令和9年8月																																																																																								
見積合わせの実施	令和9年9月																																																																																								
基本契約締結	令和9年10月																																																																																								
建設工事請負契約締結	令和9年10月																																																																																								
維持管理・運営委託契約締結	令和9年10月																																																																																								

実施方針（案）

新旧対照表

新	旧																								
第3 本事業への参加資格要件 3 各業務における参加資格要件 (1) 建設業務の実施を担う者（以下「建設業務実施者」という。）の要件 ク 施工実績 (ア)（文章略） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th><th>工事实績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械器具 設置工事業</td><td>1回の契約金額が3億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る機械設備工事（ただし、建築付帯機械設備工事は除く）</td></tr> <tr> <td>電気工事業</td><td>1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る電気設備工事（ただし、建築付帯電気設備工事は除く）</td></tr> <tr> <td>土木工事業</td><td>1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る土木一式工事</td></tr> <tr> <td>建築工事業</td><td>1回の契約金額が4千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る建築一式工事</td></tr> <tr> <td>その他の 建設工事業</td><td>1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る当該業種の工事</td></tr> </tbody> </table>	業種区分	工事实績	機械器具 設置工事業	1回の契約金額が3億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る機械設備工事（ただし、建築付帯機械設備工事は除く）	電気工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る電気設備工事（ただし、建築付帯電気設備工事は除く）	土木工事業	1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る土木一式工事	建築工事業	1回の契約金額が4千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る建築一式工事	その他の 建設工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る当該業種の工事	第3 本事業への参加資格要件 3 各業務における参加資格要件 (1) 建設業務の実施を担う者（以下「建設業務実施者」という。）の要件 ク 施工実績 (ア)（文章略） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th><th>工事实績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械器具 設置工事業</td><td>1回の契約金額が3億円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る機械設備工事（ただし、建築付帯機械設備工事は除く）</td></tr> <tr> <td>電気工事業</td><td>1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る電気設備工事（ただし、建築付帯電気設備工事は除く）</td></tr> <tr> <td>土木工事業</td><td>1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る土木一式工事</td></tr> <tr> <td>建築工事業</td><td>1回の契約金額が4千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る建築一式工事</td></tr> <tr> <td>その他の 建設工事業</td><td>1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る当該業種の工事</td></tr> </tbody> </table>	業種区分	工事实績	機械器具 設置工事業	1回の契約金額が3億円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る機械設備工事（ただし、建築付帯機械設備工事は除く）	電気工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る電気設備工事（ただし、建築付帯電気設備工事は除く）	土木工事業	1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る土木一式工事	建築工事業	1回の契約金額が4千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る建築一式工事	その他の 建設工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る当該業種の工事
業種区分	工事实績																								
機械器具 設置工事業	1回の契約金額が3億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る機械設備工事（ただし、建築付帯機械設備工事は除く）																								
電気工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る電気設備工事（ただし、建築付帯電気設備工事は除く）																								
土木工事業	1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る土木一式工事																								
建築工事業	1回の契約金額が4千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る建築一式工事																								
その他の 建設工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設又は更新に係る当該業種の工事																								
業種区分	工事实績																								
機械器具 設置工事業	1回の契約金額が3億円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る機械設備工事（ただし、建築付帯機械設備工事は除く）																								
電気工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る電気設備工事（ただし、建築付帯電気設備工事は除く）																								
土木工事業	1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る土木一式工事																								
建築工事業	1回の契約金額が4千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る建築一式工事																								
その他の 建設工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る当該業種の工事																								

実施方針（案）

新旧対照表

新	旧
第3 本事業への参加資格要件 3 各業務における参加資格要件 (3) 維持管理・運営業務の実施を担う者の要件 維持管理・運営業務の実施を担う者は、次に示す要件を全て満たすこと。なお、要件を満たしていれば、設計建設JVの構成員が維持管理JVの構成員を兼ねることは可能である。 ア 基本協定の締結後に3者又は4者による維持管理JVを結成する。 企業体の運営形態は、各構成員（代表構成員を含む。以下同様。）が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。また、構成員の最小出資比率は構成員が3者の場合は20%、4者の場合は15%とし、代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大とする。 なお、同様の条件でSPCを設立し参加することも認める。その場合次項以降の維持管理JVは維持管理SPCに読み替える。	第3 本事業への参加資格要件 3 各業務における参加資格要件 (3) 維持管理・運営業務の実施を担う者の要件 維持管理・運営業務の実施を担う者は、次に示す要件を全て満たすこと。なお、要件を満たしていれば、設計建設JVの構成員が維持管理JVの構成員を兼ねることは可能である。 ア 基本協定の締結後に3者又は4者による維持管理JVを結成する。 企業体の運営形態は、各構成員（代表構成員を含む。以下同様。）が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。また、構成員の最小出資比率は構成員が3者の場合は20%、4者の場合は15%とし、代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大とする。

実施方針（案）

新旧対照表

新	旧																
第3 本事業への参加資格要件 3 各業務における参加資格要件 (3) 維持管理・運営業務の実施を担う者の要件 ク 業務実績 (ア) (文章略) <table border="1"> <tr> <th>業種区分</th><th>工事实績</th></tr> <tr> <td>機械器具 設置工事業</td><td>1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設、更新又は修繕に係る機械設備工事(ただし、建築付帯機械設備は除く)</td></tr> <tr> <td>電気工事業</td><td>1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設、更新又は修繕に係る電気設備工事(ただし、建築付帯電気設備は除く)</td></tr> <tr> <td>土木工事業</td><td>1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設、更新又は修繕に係る土木一式工事</td></tr> </table>	業種区分	工事实績	機械器具 設置工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設、更新又は修繕に係る機械設備工事(ただし、建築付帯機械設備は除く)	電気工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設、更新又は修繕に係る電気設備工事(ただし、建築付帯電気設備は除く)	土木工事業	1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設、更新又は修繕に係る土木一式工事	第3 本事業への参加資格要件 3 各業務における参加資格要件 (3) 維持管理・運営業務の実施を担う者の要件 ク 業務実績 (ア) (文章略) <table border="1"> <tr> <th>業種区分</th><th>工事实績</th></tr> <tr> <td>機械器具 設置工事業</td><td>1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る機械設備工事(ただし、建築付帯機械設備は除く)</td></tr> <tr> <td>電気工事業</td><td>1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る電気設備工事(ただし、建築付帯電気設備は除く)</td></tr> <tr> <td>土木工事業</td><td>1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る土木一式工事</td></tr> </table>	業種区分	工事实績	機械器具 設置工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る機械設備工事(ただし、建築付帯機械設備は除く)	電気工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る電気設備工事(ただし、建築付帯電気設備は除く)	土木工事業	1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る土木一式工事
業種区分	工事实績																
機械器具 設置工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設、更新又は修繕に係る機械設備工事(ただし、建築付帯機械設備は除く)																
電気工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設、更新又は修繕に係る電気設備工事(ただし、建築付帯電気設備は除く)																
土木工事業	1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設の新設、増設、更新又は修繕に係る土木一式工事																
業種区分	工事实績																
機械器具 設置工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る機械設備工事(ただし、建築付帯機械設備は除く)																
電気工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る電気設備工事(ただし、建築付帯電気設備は除く)																
土木工事業	1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る土木一式工事																

実施方針（案）

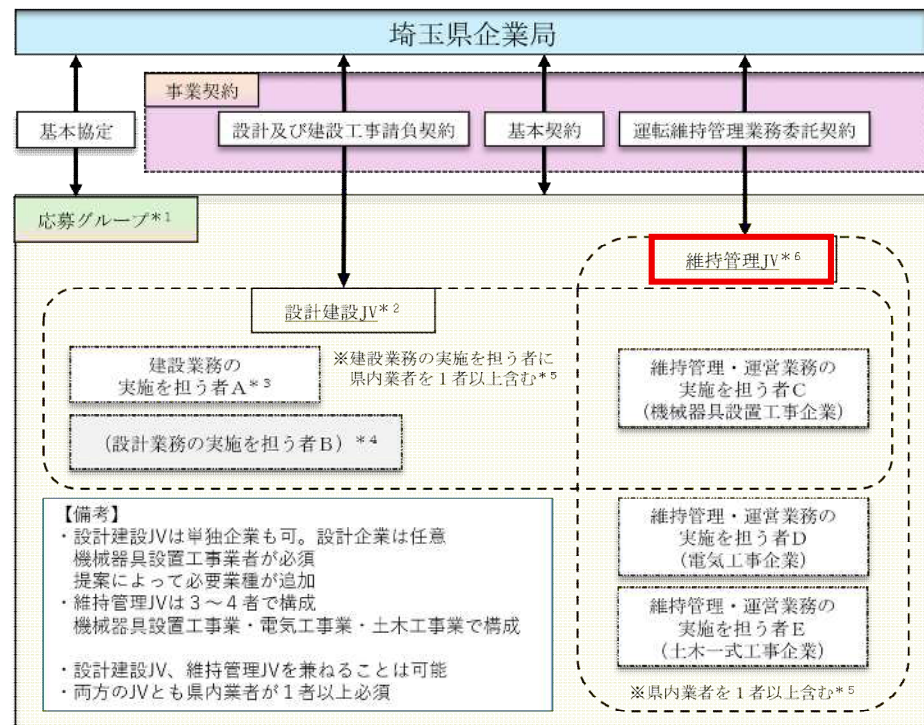
新旧対照表

新	旧
第3 本事業への参加資格要件 3 各業務における参加資格要件 (3) 維持管理・運営業務の実施を担う者の要件 ク 業務実績 (イ) 契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公示日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む。）との請負契約により、上水道又は工業用水道の浄水場において、排水処理施設（機械的脱水処理を行う施設に限る。）に係る運転管理業務を元請*として、通算3年以上行い履行した実績を有すること。 * 特定企業体による場合は代表構成員に限る。又、特別目的会社（SPC）の場合は代表企業（出資比率が出資者の中で最大である企業）に限る。	3 本事業への参加資格要件 3 各業務における参加資格要件 (3) 維持管理・運営業務の実施を担う者の要件 ク 業務実績 (イ) 契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公示日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む。）との請負契約により、上水道又は工業用水道の浄水場において、排水処理施設（機械的脱水処理を行う施設に限る。）に係る運転管理業務を元請*として、通算3年以上行い完了した実績を有すること。 * 特定企業体による場合は代表構成員に限る。又、特別目的会社（SPC）の場合は代表企業（出資比率が出資者の中で最大である企業）に限る。

実施方針（案）

新旧対照表

別紙4 事業実施体制イメージ



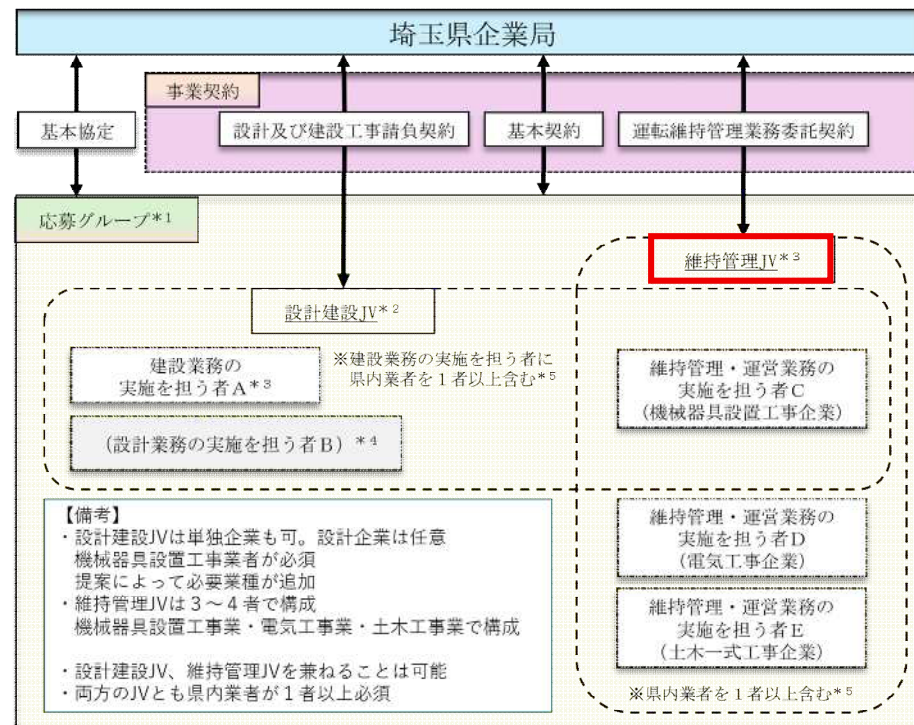
※図は組成の一例であり、限定するものではない

(略)

*5 同一の者が設計建設JV（あるいは単独企業）の県内業者と維持管理JVの県内業者を兼ねることは可とする。

*6 維持管理業務の実施を担う者については、JVのほかSPCによる参加も認める。

別紙4 事業実施体制イメージ



※図は組成の一例であり、限定するものではない

(略)

*5 同一の者が設計建設JV（あるいは単独企業）の県内業者と維持管理JVの県内業者を兼ねることは可とする。

(新設)

実施方針（案）

新旧対照表

新

別紙5 リスク分担表

段階	リスクの種類 (※1)	No.	リスクの内容		負担者	
					企業局	事業者
共通	不可抗力	25	戦争、暴動、天災等の不可抗力（当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものであり、発注者・事業者いずれの責めにも帰しがたいもの）による設計変更、 事業費の増大 、事業の延期・中止		○ △ ※3	
維持管理・運営	施設の損傷	51	劣化による施設・備品等の損傷	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	△ ※5 ○	
	発生土の量 及び品質	59	浄水過程及び既設施設等、発注者に起因する脱水ケーキの品質の著しい変化に伴う費用負担増		○	
		60	上記以外に起因する脱水ケーキの品質の著しい変化に伴う費用負担増		○	
		61	再生利用市場の著しい変化により、再生利用業務を遂行することが困難となった場合の産廃処理負担		○	

※1

本表に定めのないものについては、別途発注者・事業者双方で協議とする。

※2

一定の割合までは負担する（契約金額の変更をしない）。具体的な割合は各契約書（案）において定める。

※3

当該リスクは企業局が主にリスクを負担するが、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。

※4

契約不適合責任期間は建設工事請負契約書（案）において定める。

※5

突発的な修繕（予見が困難なもので、なおかつ事業者が維持管理・修繕を怠らなかったにも関わらず発生したもの、又は事業者の帰責事由によらないもの）については、企業局の負担とする。

旧

別紙5 リスク分担表

段階	リスクの種類 (※1)	No.	リスクの内容		負担者	
					企業局	事業者
共通	不可抗力	25	戦争、暴動、天災等の不可抗力（当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものであり、発注者・事業者いずれの責めにも帰しがたいもの）による設計変更、事業の延期・中止		○ △ ※3	
維持管理・運営	施設の損傷	51	劣化による施設・備品等の損傷	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	○ ○	
		59	浄水過程及び既設施設等、発注者に起因する脱水ケーキの品質の著しい変化に伴う費用負担増		○	
		60	上記以外に起因する脱水ケーキの品質の著しい変化に伴う費用負担増		○	
		61	再生利用市場の著しい変化により、再生利用業務を遂行することが困難となった場合の産廃処理負担		○	

※1

本表に定めのないものについては、別途発注者・事業者双方で協議とする。

※2

一定の割合までは負担する（契約金額の変更をしない）。具体的な割合は各契約書（案）において定める。

※3

当該リスクは企業局が主にリスクを負担するが、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。

※4

契約不適合責任期間は建設工事請負契約書（案）において定める。

(新設)

実施方針（案）

新旧対照表

新			旧		
別紙 6 モニタリングの実施及び維持管理業務委託契約書に基づく業務委託料の減額について			別紙 6 モニタリングの実施及び維持管理業務委託契約書に基づく業務委託料の減額について		
表 3 ペナルティポイントの詳細			表 3 ペナルティポイントの詳細		
項目	項目の内容	ペナルティポイント	項目	項目の内容	ペナルティポイント
送泥受入停止時間	(略) なお、施設能力を超える汚泥流入により受入が不可能となった場合で、事業者が送泥受入停止にいたるまでに適正な汚泥管理を実施していたことが立証できる場合等、事業者に帰責事由がない場合はペナルティポイントを課さない。	(略)	送泥受入停止時間	(略) なお、施設能力を超える汚泥流入により受入が不可能となった場合で、事業者が送泥受入停止にいたるまでに適正な汚泥管理を実施していたことが立証できる場合、ペナルティポイントを課さない。	(略)
返送水の濁度	(略) なお、濃縮槽の泥面管理が適正に実施していたことが立証可能な場合等、事業者に帰責事由がない場合はペナルティポイントを課さない。	(略)	返送水の濁度	(略) なお、濃縮槽の泥面管理が適正に実施していたことが立証可能な場合はペナルティポイントを課さない。	(略)
非常時の電源供給	(略)	(略)	非常時の電源供給	(略)	(略)